



1

新紙幣発行に便乗した詐欺にご注意を!

20年ぶりに新紙幣が7月3日に発行されました。これに伴い、早くも「新紙幣に便乗した詐欺行為」が発生しています。警察をはじめ各関係機関も被害防止のために、注意を呼び掛けています。

新紙幣発行に便乗する詐欺には、十分ご注意いただき、不審な電話やメール、訪問があった場合には、警察や消費者センターに相談しましょう。

★金融機関などを名乗る者から、

「旧紙幣が使えなくなるから、新紙幣に交換する」 と連絡があり、旧紙幣をだまし取ります。

手口は?







ご注意を!

- ★新紙幣発行後も現在の旧紙幣は使えます。
- ★金融機関や行政機関が、新紙幣への交換を求めることは ありません。
- ★お金を渡したら、戻ってきません。そうなる前に、警察や消費 者センターに相談しましょう。



港区立消費者センター

まずはお電話を!

港区ホームページ

☎ 03-3456-6827 (相談専用電話)

〈相談日時〉

月曜~金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ) ※祝日、年末年始を除く 午前9時30分~午後4時まで



SNSを通じた投資詐欺にご注意を!

「SNSの広告を見て」、「SNSでの知人に勧められて」、「SNS上の投資グループで」投資を始めたところ、「出金できない」、「手数料を請求された」、最後には「相手と連絡が取れない」など、詐欺に遭ったという相談があります。

SNS(広告、知人、グループ…など)



大丈夫? 振り込む前に まず相談

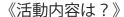
- ▶ 「絶対もうかる!」「必ず利益が出る!」そんなうまい話はありません。
- ➤ SNS を通じた広告、知人、グループは、ホンモノですか? (相手の素性は確認できません。要注意!)
- ▶ 取引相手は「金融商品取引業」の登録を 受けていますか?(金融庁のホームページ で確認できます)

3 港区消費者問題推進員が活躍しています!



《港区消費者問題推進員とは?》

区が開催する講座を受講して、区民の消費者 教育の推進や消費生活に関する普及活動に対 する熱意をお持ちの方々です。



- ▶「詐欺メールから身を守ろう!」「詐欺・悪質商法に騙されない」等をテーマに、講座・寸劇・クイズなどで出前講座を行っています。
- ▶ 港区の消費生活展で、「リメイクは脳の活性化! 捨てたらごみ、ひと手間かけて変身!」、「どうしてごみは分別するの? ごみのゆくえ」、「見つけよう!私の家の食品ロス」などをテーマに発表し、SDGSの普及活動にも取り組んでいます。





